

荷主各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

愛媛県地方協議会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた取組について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から厚生労働行政及び国土交通行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業は、我が国の基幹産業として国民生活及び経済活動を支える重責を担っておりますが、一方で、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業が生じていること等により他の業種に比べて、トラック運転者の長時間労働や過労死等の問題が深刻化しています。

こうした中、本年 4 月から時間外労働の上限規制（年間 960 時間を上限）及び改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が適用となり、これら法令を遵守するためには、荷待ち時間・荷役作業時間の削減が必要不可欠となっています。

このため政府において、昨年 6 月の『物流革新に向けた政策パッケージ』を皮切りに、10 月の『物流革新緊急パッケージ』、そして本年 2 月には『2030 年度に向けた政府の中長期計画』が取りまとめられ、持続可能な物流の実現に向けた取引環境の整備に向けて、関係省庁が一丸となって強力に取り組むこととされました。

昨年 11 月に公正取引委員会等が策定した『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』では、発注者及び受注者が採るべき“12 の行動指針”が示されており、この指針に沿わないような行為により公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することが明記されました。発注者に関するものとしては、①経営トップの関与、②発注者側からの定期的な協議の実施、③説明・資料を求める場合は公表資料とすること等が明記されており、トラック運送業者だけでなく、発注者（荷主）の責務についても明確化されています。

※ここでいう公表資料には、『標準的な運賃』（令和 2 年国土交通省告示第 575 号）も含まれることにご留意ください。



【公正取引委員会 HP】

加えて、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正に向けて、現在開会中の通常国会において流通業務総合効率化法等の改正案が審議されており、ここでは契約の書面化・電子化や一定規模の発荷主・着荷主、物流事業者にトラックの積載効率向上などの物流効率化に向けた計画策定、物流統括管理者の選任・届出などが義務付けられ、違反すれば罰則が科されるなど、荷主に対する法的規制が大幅に強化される予定となっています。

こうした取組を強力に進めるため、国土交通省には貨物自動車運送事業法に基づく発着荷主等への「働きかけ」等を行う専門職員「トラック G メン」が、また各都道府県労働局

には「荷主特別対策チーム」がそれぞれ設置されており、長時間の恒常的な荷待ちの改善等に向けて相互に連携し、発着荷主等への監視体制の強化を図っておりますので、引き続きご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

法令を遵守し、持続可能な物流を実現するためには、すべての関係者の理解と協力が不可欠であることから、発注者である荷主の皆様にも、トラック運転者の労働環境の現状や改正改善基準告示の内容をご理解いただくとともに、皆様のご協力の下で物流の効率化等を進めていく必要があると考えています。

つきましては、標記取組の趣旨をご理解いただき、以下の支援策を活用する等により、自社の取引環境を確認いただきまして、皆様とトラック運送業者による意見交換や価格交渉の協議、荷待ち時間の解消に向けた環境整備等を実施いただきますようお願いいたします。

【長時間労働削減に向けた支援】

- 自動者運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（厚生労働省）

荷主のための物流ワンポイント講座や荷主の皆様向けの自己診断等、貴社の貨物を運ぶトラック運転者の労働時間削減に向けた取組について、動画・イラストなどで分かりやすく紹介しています。



- トラック輸送適正取引推進相談窓口（国土交通省）

トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインや、燃料サーチャージ制の導入促進、適正取引推進相談窓口などをご案内しています。



【愛媛県地方協議会事務局】

厚生労働省愛媛労働局
国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
一般社団法人愛媛県トラック協会